

東京都私立専修学校設置認可取扱内規

50総学二第871号

昭和51年3月11日

最終改正 7生私行第2808号

令和7年10月10日

(趣旨)

第1 私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置認可については、法令等の規定によるほか、この取扱内規の定めるところによる。

(設置者)

第2 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び永続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法第152条第5項の法人を含む。）とする。

(高等課程の授業科目)

第3 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、おおむね10分の1程度の一般的教養のための授業科目を開設するものとする。

(校長の資格)

第4 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第129条第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の一又は二以上を通算して5年以上従事した者をいう。

- (1) 法第1条に規定する学校（以下「1条校」という。）、専修学校又は法第134条第1項に規定する各種学校の長の職
- (2) 1条校、専修学校又は各種学校の教員の職
- (3) 1条校の事務職員の職
- (4) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 議会の教育、学術又は文化関係委員の職
- (6) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (7) 更生保護事業等の業務
- (8) (1)から(7)までのほか知事が適当と認めた業務

(教員の数)

第5 基幹教員は、学級を置く場合には学級数以上の数を、学級を置かない場合には課程ごと、学科の属する分野ごとの生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の総定員を40人で除して得た数以上の数を確保するものとする。ただし、通信制の学科を除く。

2 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「基準」という。）第39条別表第1備考第三項のイに規定する昼間学科と夜間等学科を併せ置く2部制の場合は、基準別表第1に規定する数に0.2を乗じた数（1未満の数は切り上げる。）以上の教員を増員するものとする。

3 基準第40条別表第3備考第三項のロに規定する主たる校地から遠く隔った場所

に面接による指導を行うための施設（以下「サテライト施設」という。）を設ける場合は、教育に支障のないよう、当該施設の利用方法に応じた適切な教員数を増員するものとし、少なくとも1名は増員するものとする。

（職員等）

第6 専修学校には、相当数の事務職員及び学校医を置くものとする。ただし、学校医は、非常勤であっても差し支えないものとする。

（校地等）

第7 基準第45条に規定する校地等（以下「校地」という。）は、自己所有であり、かつ、負担付きでないものとする。ただし、次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、自己所有であることを要しない。

(1)借用部分が校地面積の2分の1以下で、所有することが困難な場合。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(2)借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合

(3)借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、設置者への寄付又は譲渡が困難な場合

2 1 (1) 及び (3) の場合においては、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記することを要する。この場合、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。

3 1 (2) の場合においては、長期にわたり、安定して使用できることが確実にある場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

（校舎等）

第8 基準第46条に規定する校舎等（以下「校舎」という。）は、自己所有であり、かつ、負担付きでないものとする。ただし、次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、自己所有であることを要しない。

(1)自己所有部分が基準第47条及び第48条に規定する校舎の基準面積を満たし、かつ、借用部分の面積が自己所有部分の面積を超えない場合で、所有することが困難なとき。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(2)借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合

2 1 (1) の場合においては、20年以上の賃借権を設定し、登記することを要する。ただし、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。

3 1 (2) の場合においては、長期にわたり、安定して使用できることが確実にある場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

4 基準第48条別表第4備考第三項のロに規定するサテライト施設を設ける場合は、教育に支障のないよう、当該施設の利用方法に応じた適切な面積を増加するものとし、その最低面積は100平方メートルとする。

5 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を設けるものとする。ただし、教育上支障がない場合は、他の管理室等と兼ねることができる。

6 基準面積のうち、少なくとも5分の3以上は、直接生徒等の使用する教室又は実習室等に充てるようにしなければならない。

- 7 校舎には、普通教室、教員室、事務室、図書室、保健室及び便所を設けるものとする。ただし、保健室は、管理上支障がない場合は、他の管理室等と兼ねることができる。
- 8 普通教室の数は、学級を置く場合には学級数と同数を、学級を置かない場合には特別教室及び実習実験室を含め同時に授業を行う組の数を確保するものとする。
- 9 講義を主とする教室の一室当たりの面積は、同時に授業を行う生徒等40人につき60平方メートルを標準とする。ただし、同時に授業を行う生徒等が40人以外の場合については、生徒等一人当たり1.5平方メートルとして換算することができる。
- 10 便所には、別表に定める数の便器を備えなければならない。
- 11 分教室は、本校の授業の一部として実施する実験又は実習に必要であると認められるもので、かつ、当該授業に係る本校の施設設備を補完するものでなければならない。
- 12 サテライト施設の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 当該施設及びその用地は専修学校の校舎・校地に含まれる。
 - (2) 9に定めるほか、演習等を主とする教室の面積は、生徒等一人当たり1.5平方メートル以上とする。
 - (3) 当該施設で行う教育に必要な教室、保健室及び便所を設けるものとする。ただし、保健室は、管理上支障がない場合は、他の管理室等と兼ねることができる。

(設 備)

- 第9 基準第49条に規定する設備は、原則として、設置者が所有しなければならない。
- 2 専修学校には、その規模に応じ必要な消火、防火及び避難設備を設けなければならない。

(運用資金及び経費の維持)

- 第10 専修学校の設置者は、設置認可の申請時において、開設年度の年間経常的経費の4分の1に相当する運用資金を保有していなければならない。
- 2 1の規定にかかわらず、第7 1 (1)のただし書及び第8 1 (1)のただし書の規定により校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有すること。
 - (1) 校地及び校舎を借用する場合
年間経常的経費の修業年限分以上
 - (2) 校地又は校舎を借用する場合
開設年度の経常的経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料
 - 3 専修学校の設置者は、学校経営が営利的でなく、次の事項に適合するよう経営を行わなければならない。
 - (1) 学校法人会計基準に準じて会計処理されていること。
 - (2) 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理・経営が明確に区分されていること。
 - (3) 生徒等納付金の総額は、年間経常的経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。

(負 債)

- 第11 専修学校設置者の負債は、日本私立学校振興・共済事業団、公益財団法人東京都私学財団又は確実な金融機関が行う貸付け又は融資に限るものとする。

- 2 1の負債は、当該専修学校の校地取得費又は校舎建築費の2分の1以内で、かつ、次に該当するものとする。
 - (1)適正な返還計画があり、かつ、実行可能であること。
 - (2)負債額が設置者の総資産の30パーセント以内であること。
 - (3)各年の返還額が年間の事業活動収入の10パーセント以内であること。
- 3 1の負債に関しては、第7及び第8の規定にかかわらず、抵当権の設定をすることができる。

(開校の時期)

第12 専修学校の開校の時期は、4月又は10月とする。

(設置認可手続)

- 第13 専修学校の設置認可申請は、認可申請書に別に定める書類を添えて、4月開校の場合にあつては当該学校の開校年度の前々年度の3月31日までに、10月開校の場合にあつては当該学校の開校年度の前年度の9月30日までに行わなければならない。ただし、申請に係る専修学校の校舎建設工事は遅くとも開校の3箇月前までに竣工させるものとし、当該工事の着手前に十分な期間を設けて申請しなければならない。
- 2 設置認可申請書を受け付けた所轄庁は、当該申請書の内容が適当でないとき認めるときは、申請者に対し、速やかにその旨通知するものとする。
 - 3 区長又は市長を所轄庁とする専修学校の設置認可に係る知事に対する東京都私立学校審議会（以下「審議会」という。）への諮問依頼は、毎月20日（当日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1号及び第2号に当たる場合は、その翌日）までに行うものとする。
 - 4 知事は、3の諮問依頼を受け付けた場合は、その内容を審査し、審議会に諮問するものとする。
 - 5 設置認可申請者の校舎等の建設は、当該学校の設置計画についての審議会の審議を経て、所轄庁が設置計画の承認を通知した後に行うものとする。
 - 6 専修学校の設置認可は、設置計画との整合性を確認した後に行うものとする。

(学校の名称)

- 第14 専修学校は、1条校の名称、1条校に類似する名称又は研究機関若しくは私塾等に類似する名称を使用してはならない。
- 2 専修学校の名称は、既存の認可学校の名称と同一若しくは紛らわしいものであってはならない。

(標 示)

- 第15 専修学校は、設置認可を受けたことを標示することができる。
- 2 1の標示は、知事の認可を受けた場合は「東京都知事認可」、区長の認可を受けた場合は「〇〇区長認可」、市長の認可を受けた場合は「〇〇市長認可」とする。

(各種申請・届様式)

第16 専修学校に関する各認可申請及び諸届の届出様式は、別に定めるところによる。

この取扱内規は、平成20年11月14日から施行する。

附則（21生文私行第3181号）

この取扱内規は、平成22年4月6日から施行する。

附則（24生私行第3453号）

この取扱内規は、平成25年4月1日から施行する。

附則（27生私行第3523号）

この取扱内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則（4生私行第4139号）

この取扱内規は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和6年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 3 現に設置されている専修学校について、改正後の第5（教員の数）の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的の変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校については、改正後の取扱内規の規定を適用する。

附則（7生私行第2808号）

この取扱内規は、令和8年4月1日から施行する。

別表

専修学校便器設置基準数

区 分	40人		41人～100人		101人以上	
	小便器	大便器	小便器	大便器	小便器	大便器
男 子	2	2	3	2	4	2
女 子		3		4		5